

調査・設計業務委託 積算基準及び歩掛表

工種名

第3章 測量業務積算基準 第9節 現地測量 3-99

旧

新

9-1-2 現地測量

(1) 標準歩掛等

標準作業量	作業工程	所要日数				内外業の別	編成					延人日数				
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
縮尺 1/500 0.1km ²	作業計画	0.5	0.5	0.5		内	1	1	1		3	0.5	0.5	0.5		1.5
	細部測量		4.0	8.5	8.0	外		1	1	1	3	4.0	8.5	8.0		20.5
				2.0			内		1		1		2.0			2.0
	数値編集	1.5	4.0			内		1	1		2	1.5	4.0		5.5	
	数値地形図データファイルの作成		1.0			内		1		1	1		1.0		1.0	
	成果等の整理	1.0	0.5			内		1	1		2	1.0	0.5		1.5	
	内訳	外業計	4.0	8.5	8.0	外							4.0	8.5	8.0	20.5
内業計		0.5	3.0	8.0	内						0.5	3.0	8.0		11.5	
合計		0.5	7.0	16.5	8.0						0.5	7.0	16.5	8.0	32.0	

- (注) 1. 本表はトータルステーションを用いた細部測量を行う場合に適用するものとし、GNSS測量機等を用いた細部測量を行う場合には別途計上する。
2. 本表は耕地、平地部の標準作業歩掛である。作業量補正として、標準歩掛に対し、下記補正式により算出した補正係数を乗じるものとする。
 なお、補正係数 (y/100) は小数2位 (小数3位四捨五入) まで算出する。
 また、下記作業量の適用範囲を超えるものについては別途計上する。
 作業量補正式 $y = 744.04 \times A + 25.596$ (%) A : 作業量 (km²)
 [適用範囲: ~0.14 km²]
3. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議にかかわる作業時間も含む。
4. 地域、地形、縮尺の異なる場合は変化率表を使用するものとする。
5. 基準点測量 (基準点の設置) は、別途計上する。
6. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

9-1-2 現地測量

(1) 標準歩掛等

標準作業量	作業工程	所要日数				内外業の別	編成					延人日数				
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
縮尺 1/500 0.1km ²	作業計画	0.3	0.2	0.2		内	1	1	1		3	0.3	0.2	0.2		0.7
	細部測量		6.1	9.4	8.2	外		1	1	1	3	6.1	9.4	8.2		23.7
				3.1			内		1		1		3.1			3.1
	数値編集	1.5	3.5			内		1	1		2	1.5	3.5		5.0	
	数値地形図データファイルの作成	1.4	1.2			内		1	1		2	1.4	1.2		2.6	
内訳	外業計	6.1	9.4	8.2	外							6.1	9.4	8.2	23.7	
	内業計	0.3	3.1	8.0	内						0.3	3.1	8.0		11.4	
合計		0.3	9.2	17.4	8.2						0.3	9.2	17.4	8.2	35.1	

- (注) 1. 本表はトータルステーションを用いた細部測量を行う場合に適用するものとし、GNSS測量機等を用いた細部測量を行う場合には別途計上する。
2. 本表は耕地、平地部の標準作業歩掛である。項目「作業計画」については、1業務あたりの人工数と、作業量に基づく人工数を加えて積算するものとする。
3. 9-1-2 現地測量については、作業量の補正にあたり、本表の標準歩掛に対して下記補正式により算出した補正係数を乗じて求めるものとする。ただし、この式の適用範囲は、0.2 km² 以下とする。
 なお、補正係数 (y/100) は小数2位 (小数3位四捨五入) まで算出する。
 また、下記作業量の適用範囲を超えるものについては別途計上する。
 作業量補正式 $y = 718.95 \times A + 28.105$ (%) A : 作業量 (km²)
4. 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。
5. 地域、地形、縮尺の異なる場合は変化率表を使用するものとする。
6. 基準点測量 (基準点の設置) は、別途計上する。
7. 機械経費、通信運搬費等、材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。